

役員報酬等規程

社会福祉法人 容風会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人容風会の役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤役員（理事長及び常務理事）については勤務実態に即して報酬を支給する。

2 常勤役員（理事長及び常務理事）の役員報酬の支給額は、前年度の実績により次年度を検討し、評議員会に諮り役員報酬表（表1）により決定する。

3 常勤役員（理事長及び常務理事）に賞与を支給する場合は、夏期（6月）、年末（12月）の年2回とし、支給額はそれぞれの実績により決定するが、原則として評議員会に諮り決定した役員報酬額を上限として支給する。

(役員、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員の報酬及び費用弁償)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、評議員及び常勤役員（理事長及び常務理事）を除く役員（理事及び監事）の報酬は無報酬とする。

2 役員（理事・監事）、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員が各会に出席した場合は、費用弁償として1回の出席につき5,000円を支給する。ただし、一部の役員（理事長及び常務理事）及び評議員選任解任委員（事務局長）には支給しない。

会の種類	支給対象者
理事会	理事・監事
評議員会	評議員
監事監査	監事
入所検討会議	第三者委員
苦情解決会議	第三者委員

(退職功労金)

第4条 役員（理事・監事）の退職功労金は評議員会の決議を得て支給することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議を得てから改正する。

付 則 この規程は平成16年11月5日から施行する。

付 則 この規程は平成18年2月1日から施行する。（平成17年11月26日改正）

付 則 この規程は平成29年7月1日から施行する。（平成29年6月17日改正）

付 則 この規程は令和3年7月1日から施行する。（令和3年6月12日改正）

(表1)
役員報酬表 (月額)

1号	150,000	11号	650,000
2号	200,000	12号	700,000
3号	250,000	13号	750,000
4号	300,000	14号	800,000
5号	350,000	15号	850,000
6号	400,000	16号	900,000
7号	450,000	17号	950,000
8号	500,000	18号	1,000,000
9号	550,000	19号	1,050,000
10号	600,000	20号	1,100,000